

市民福祉委員会記録

○開催日時

平成28年9月5日 午前10時～午前11時35分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（7人）

委員長	永山伸一	委員	福田俊一郎
副委員長	中島由美子	委員	森永靖子
委員	上野一誠	委員	森満晃
委員	橋口博文		

○紹介議員

議員 川畑善照

（請願第13号 介護保険制度における軽度者への給付の継続を求める意見書の提出を求める請願書）

○その他の議員

議員 井上勝博
議員 成川幸太郎

議員 帯田裕達

○説明のための出席者

市民福祉部長	春田修一	保険・年金課長	西田光寛
市民課長	榊順一	障害・社会福祉課長	有西利朗
環境課長	内田泰二	高齢・介護福祉課長	橋口浩文
主幹兼廃棄物対策グループ長	高山和人	保護課長	小原雅彦
川内クリーンセンター所長	原暢幸	子育て支援課長	知識伸一
市民健康課長	檜垣淳子		

○事務局職員

議会事務局長 田上正洋

議事グループ員 柳裕子

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第121号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	環 境 課 川内クリーンセンター
議案第121号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	市 民 課
議案第121号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第130号 平成28年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算 (所管事務調査)	市 民 健 康 課
議案第121号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	保 険 年 金 課 (税 務 課) (収 納 課)
議案第121号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	障 害 ・ 社 会 福 祉 課
議案第121号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第131号 平成28年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算 請願第13号 介護保険制度における軽度者への給付の継続を求める意見書の提出を求める請願書 (所管事務調査)	高 齢 ・ 介 護 福 祉 課
議案第121号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	保 護 課
議案第121号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	子 育 て 支 援 課
介護保険制度における軽度者への給付の継続を求める意見書の提出について(追加日程)	—

△開 会

○委員長（永山伸一）ただいまから市民福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。現在のところ、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は委員長において、随時許可します。

△環境課及び川内クリーンセンターの審査

○委員長（永山伸一）では、早速、環境課及び川内クリーンセンターの審査を行います。

△議案第121号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（永山伸一）まず、議案第121号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

補足説明を求めます。

○環境課長（内田泰二）おはようございます。

それでは、環境課分の一般会計補正予算の歳出について、まず、説明をさせていただきます。

予算に関する説明書（第4回補正）の31ページをお開きください。

4款1項8目環境衛生費の環境総務一般管理費758万2,000円の減は、職員の異動に伴う人件費の調整によるものでございます。同じく、環境保全対策費298万3,000円の減は、海岸漂着物と地域対策推進事業にかかわる県の補助内示の減額に伴い、委託料の調整を行うものでございます。同じく、花いっぱいまちづくり推進事業費100万円の増は、快適環境づくり補助金の申請団体や申請額が増加したため、増額をお願いするものでございます。

次に、下段の10目葬斎費、葬斎場管理費519万2,000円の増は、当初予算後に発生した川内葬斎場やすらぎ苑の空調機器の取りかえ修繕等を行うものでございます。

次に、一般会計補正予算の歳入について説明をいたします。

同じく、予算に関する説明書の13ページをお開きください。

16款2項3目衛生費補助金の233万4,000円の減は、海岸漂着物地域対策推進事業費補助金で、県の内示額に合わせて減額するものでございます。

以上で、環境課分の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○川内クリーンセンター所長（原 暢幸）環境課分に引き続きまして、川内クリーンセンター分の補正予算について御説明いたします。

予算に関する説明書の32ページをお開きください。

4款2項5目ごみ処理費、説明欄の事項川内クリーンセンター管理費の1,424万2,000円の増は、人事異動に伴います職員給与の調整と、川内クリーンセンター基幹的設備改良事業に伴います委託料の増額をお願いするものです。委託料の内容につきましては、補正予算の概要の4ページになります。下段6にありますとおり、基幹的設備改良に伴い、改良工事の施行管理、設計施工、それから施設の管理運営にかかるモニタリングの支援業務に係る経費でございます。モニタリングを実施する期間は、基幹的設備改良工事が完了する平成31年までとし、債務負担行為の設定をお願いするものです。

次に、債務負担行為について御説明いたします。

予算に関する説明書の6ページをお開きください。上段の、追加の1行目になります。

事項、川内クリーンセンター基幹的設備改良事業（設計施工・管理運営モニタリング支援業務）とし、期間を平成29年度から31年度まで。限度額を9,917万円とする債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

以上で、川内クリーンセンター分の補正予算についての説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いしたいと思います。

○委員長（永山伸一）ただいま当局の説明がありましたけれども、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（上野一誠）海岸の漂着物の減額補正ですが、これはどうなのですか、実態と。減額をし

たことによって、地域対策の推進に影響があるのか、どうでしょうか。

○環境課長（内田泰二） 今回、補助金のほうが減額されております。ちなみに昨年と同じ事業を実施しておりますけれども、昨年在総額的には540万円、今回が約700万円でございます。あと地域のボランティア活動でも行っておりますので、大きな影響はないと考えております。

以上です。

○委員長（永山伸一） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（永山伸一） 次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○環境課長（内田泰二） ございません。

○委員長（永山伸一） 川内クリーンセンターは。

○川内クリーンセンター所長（原 暢幸） ございません。

○委員長（永山伸一） ないということですが、所管事務全般について皆様方から御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑ありませんか。

○議員（井上勝博） 済みません、一般廃棄物を川永野の管理型最終処分場に今、持って行っていると。その受け入れの料金は公表できないというお話でしたが、今でも公表できないのかどうかということが一つ。

それから当初、管理型の最終処分場については、県の計画に基づいて、どれだけの産廃が出るのかという計画に基づいてつくられたものだと思うんですね。そこに一般廃棄物を持って行くということになると、産廃の計画が狂ってくるんじゃないのかなというふうに思うんですね。そこら辺の変更がされているのかどうか。

薩摩川内市だけじゃなくて、ほかのところでもこの持ち込むということの話が出て、実際、島のほうからとか持ち込まれていると思うんですよ。だから、たしか60万トンを持ち込む予定が、その中で一般廃棄物が占める枠というのが示されているものなんでしょうか。その辺お尋ねしたいと思います。

○環境課長（内田泰二） 搬入料金については、他社の業者との兼ね合いもあるために、現時点でも公表のほうはできません。

それと、県の産廃の搬入の計画の――一廃を入れることによって計画の、見直しをしたかということでございますけれども、私どもが要請をしたときに、県はちょうど鹿児島県の廃棄物処理計画を策定中でございました。それで、おおむねの量がわかるんですけれども、その中で、薩摩川内市分の一廃の受け入れも可能であるという判断をされたことから、「薩摩川内市も持って来ていいですよ」という回答をされたか私どもは聞いております。

それと、県自体の産業廃棄物の計画、搬入の計画を見直しをされたかというところにつきましては、ちょっと私ども承知しておりません。

以上でございます。

○議員（井上勝博） それで、薩摩川内市に与えられた枠というか、どれだけ持ち込んでもいいよと、それはどれぐらいまでになっているんですか。

○環境課長（内田泰二） 薩摩川内市分は、約13万トンということで――年間毎年3,500トンの年間焼却灰と飛灰が発生します。3,500トンのおおむね十二、三年分。それと今、川内クリーンセンターの最終処分場の再生事業をしておりますので、この分が8万トンまで。この分はつかみですけれども、8万トンまではいかないとは思いますが――その分で約13万トンということで、県のほうには話をしております。

以上です。

○委員長（永山伸一） ほかにございませんか。

○議員（帯田裕達） 一般廃棄物の認定を受けた業者がいらっしゃいますよね、クリーンセンターに持ってくる人たち。あれが、市内業者が何社で市外が何社、それで足りているのか。もし足りていなかったら、それをまだふやす可能性があるのか、その辺はどうでしょうか。

○環境課長（内田泰二）件数は後ほどグループ長に答弁させますけれども、申請があれば、その都度、審査をして受けておりますので、不足はしていないと考えております。

件数はグループ長のほうで。

○主幹兼廃棄物対策グループ長（高山和人）総体といたしましては、今まで70件程度の登録はありますが、現実には動いていらっしゃる業者さんというのは40から50くらいだと認識しております。

○議員（帯田裕達）市内業者と市外業者の数はわかりますか。

○主幹兼廃棄物対策グループ長（高山和人）3割程度が市外の業者さんも入っていらっしゃいます。

○議員（帯田裕達）はい、わかりました。

○委員長（永山伸一）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

以上で、環境課及び川内クリーンセンターの審査を終わります。御苦労さまでした。

△市民課の審査

○委員長（永山伸一）次は、市民課の審査に入ります。

△議案第121号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（永山伸一）まず、審査を一時中止しておりました議案第121号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

補足説明を求めます。

○市民課長（榊 順一）おはようございます。市民課でございます。

議案第121号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算について説明をいたします。

予算に関する説明書の20ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費のうち、説明欄の市民課関係は市民政策調整費において62万9,000円を減額しておりますが、これは人事異動による職員給与費の調整に伴うものでございます。

次に、22ページをお開きください。

同款3項1目戸籍住民基本台帳費のうち、説明欄の戸籍住民基本台帳費において1,203万5,000円を増額しておりますが、これは人事異動による職員給与費の調整に伴うものでございます。

また、個人番号事業費において1,447万1,000円を増額しておりますが、これは国庫補助金の追加交付に伴い、個人番号カードの発行に必要な経費を増額するもので、地方公共団体情報システム機構への委任事務に対する負担金をお願いするものでございます。なお、財源は国庫補助金となっておりますので、歳入について11ページをお開きください。

15款2項1目、17節個人番号カード交付事業費補助金1,447万1,000円で、10分の10の補助率となっております。

以上で、議案第121号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算について、市民課分の説明を終わります。御審査賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（永山伸一）では、当局の説明がありましたけれども、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（永山伸一）次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○市民課長（榊 順一）ありません。

○委員長（永山伸一）当局からの説明はないということですが、市民課所管全般についてこれより質疑を行います。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

以上で、市民課の審査を終わります。御苦労さ

までした。

△市民健康課の審査

○委員長（永山伸一）次は、市民健康課の審査に入ります。

△議案第121号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（永山伸一）まず、審査を一時中止しておりました議案第121号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

補足説明を求めます。

○市民健康課長（檜垣淳子）おはようございます。市民健康課でございます。

市民健康課に係る補正予算の歳出予算について御説明申し上げます。

予算に関する説明書の30ページをお開きください。議案第121号一般会計分から御説明申し上げます。

4款1項1目保健衛生総務費、備考欄の1番目、事項、保健衛生一般管理費では675万8,000円の増額をお願いしております。これは平成28年4月の人事異動に伴う職員給与費の増額補正であります。

同じく備考欄の2番目、事項、地域医療対策費2,293万2,000円の減額は、後ほど御説明申し上げますけれども、特別会計への減額に係る特別会計繰出金の減額補正であります。

同じく4目予防費、事項、感染症予防費1,218万円の増額は、予防接種法施行令の改正により、平成28年10月からB型肝炎が定期の予防接種になることに伴う予防接種委託料ワクチン代等の増額補正であります。

市民福祉委員会の資料の1ページをお開きください。

B型肝炎について、少し御説明を申し上げます。B型肝炎はウイルスによる感染症で、症状のないまま感染しているキャリアの場合も多くなっております。年月を経て慢性肝炎、肝硬変、肝がんになることもあります。現在は母親がキャリアの場合のみ予防措置を行っておりますが、近年、母親がキャリアでないにもかかわらず、幼児に発症している例が報告されています。その原因として、集団感染等とされ、水平感染と呼ばれるケースが

疑われています。

そのため、国が予防接種法施行令の一部を改正を行い、10月1日から定期予防接種に加わることとなりました。対象者は平成28年4月1日以降に生まれた1歳未満児が対象者です。接種回数としては、3回接種することになります。

以上で、市民健康課の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（永山伸一）では、当局の説明がありましたけれども、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（中島由美子）このB型ワクチン、肝炎ワクチンの定期接種ですが、平成28年4月1日以降に生まれた1歳未満となっておりますが、1歳未満は平成27年9月——今は9月なので——に生まれた子から平成28年3月までのお子さんも入ると思うのですが、そこあたりは、もう受けられないのか。何か救済措置が出たとか出ないとか聞くのですが、どうでしょう。

○市民健康課長（檜垣淳子）対象者が平成28年の4月1日以降に生まれた方ということで、一応、平成27年の9月以降の方は対象とならないというふうになっております。

○委員長（永山伸一）救済的なことも、まだ聞いていらっしゃるということですね。

○市民健康課長（檜垣淳子）今のところは聞いておりません。

○委員長（永山伸一）よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

○議員（井上勝博）済みません、このB型肝炎についてちょっと教えてほしいのですが、血液で感染するという病気で、昔は注射の使い回しというのがC型肝炎とかの原因にと言われているわけですね。今回の集団感染というのは、そういうことはもうしていない時期だと思うのですが、どういうことが考えられているわけなんですか。

○市民健康課長（檜垣淳子）厚生労働省のほうも、予防接種についていろいろ研究を進めているんですけれども、その原因というのがなかなかわからないで、それで感染してしまっている子どもさんがいらっしゃるということで、この方々がふ

えたということで、一応、定期になったというふうに言われております。

○委員長（永山伸一）よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第130号 平成28年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算

○委員長（永山伸一）次に、議案第130号平成28年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算を議題といたします。

補足説明を求めます。

○市民健康課長（檜垣淳子）議案第130号薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計に係る補正予算について御説明申し上げます。

予算に関する説明書の164ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費2,293万2,000円の減額は、平成28年4月の人事異動に伴う職員給与費の減額補正であります。

引き続き、歳入予算について説明申し上げますので、163ページをお開きください。

7款1項1目一般会計繰入金2,293万2,000円の減額は、特別会計への歳出を減額補正したことに伴う減額補正であります。

以上で、説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（永山伸一）ただいま説明がありましたけれども、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（永山伸一）次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○市民福祉部長（春田修一）所管事務はないんですが、協議会に切りかえていただければと思っています。というのは、手打診療所のドクターの関係で、ある程度固まってきましたので、皆様方のほうに若干、御報告をさせていただきたいと思っています。

○委員長（永山伸一）じゃ、協議会に切りかえます。

~~~~~

午前10時24分休憩

~~~~~

午前10時28分開議

~~~~~

○委員長（永山伸一）ここで本会議に戻します。

ほかに所管事務の報告はございませんか、市民健康課は。ないですね。

では、市民健康課全般について、所管事務についての質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

以上で、市民健康課の審査を終わります。ご苦労様でした。

△保険年金課の審査

○委員長（永山伸一）次は、保険年金課の審査に入ります。

△議案第121号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（永山伸一）まず、審査を一時中止しておりました議案第121号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

補足説明を求めます。

**○保険年金課長（西田光寛）** それでは、議案第121号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算の保険年金課分について御説明申し上げます。

まず、歳出について説明いたしますので、予算に関する説明書の26ページをお開きください。

3款1項4目国民年金費92万7,000円の増額補正については、人事異動に伴う人件費に係る補正であります。

続きまして、30ページをお開きください。

4款1項5目国民健康保険対策費35万4,800円の減額補正については、人事異動に伴う人件費に係る補正であります。

続きまして、4款1項7目後期高齢者医療対策費1,800万円の増額補正につきましては、補正予算の概要の4ページ中段に記載しておりますが、例年、長寿健診事業を行っております。昨年より広域連合から受診対象者に生活習慣病の方も加えるように指示があったことと、広報啓発等を行ったことにより、受診者が増加しているために増額補正を行うものであります。

次に、歳入について説明をいたしますので、前に返っていただき17ページをお開きください。

21款5項4目雑入のうち、保険年金課分の1,040万3,000円につきましては、先ほど説明しました後期高齢者医療制度の長寿健診事業の実績見込みがふえた分の補助金、これを広域連合から受け入れるものでございます。

以上で、保険年金課分の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

**○委員長（永山伸一）** ただいま説明がございましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。よろしいですか。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

**○委員長（永山伸一）** 次に、所管事務調査を行います。

当局から補足説明、西田課長お願いします。

**○保険年金課長（西田光寛）** それでは、所管事務調査としまして、委員会資料に基づき説明させていただきます。

委員会資料の2ページをお開きください。定例で報告させていただいております短期被保険者証・資格証明書の交付状況につきましては、国民健康保険、後期高齢者医療保険、それぞれ7月末現在を記載してございます。御参照ください。

以上で、保険年金課に係る事項について説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

**○委員長（永山伸一）** ただいま説明がありましたが、これを含めて保険年金課の所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（福田俊一郎）** 当初予算で、後期高齢者医療のコンビニ納付制度を始めましたけれども、この保険者の方の利用効果というか、今までに490万円ぐらい一般会計で導入していますけれども、どのような状況なのかをちょっとお示しいただければと思います。

**○保険年金課長（西田光寛）** 今、関係各課、情報政策課、会計課等とその制度導入につきまして、準備を進めております。先日、契約のほうも終わりましたので――もうほかの税、使用料等には導入しておりますので、何の問題も今はないところでございますけれども――4月からの導入に向けて、今、鋭意やっているとございます。

**○委員長（永山伸一）** よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 質疑はないと認めます。

以上で、保険年金課の審査を終わります。御苦労さまでした。

---

△障害・社会福祉課の審査

**○委員長（永山伸一）** 次は、障害・社会福祉課の審査に入ります。

---

△議案第121号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（永山伸一） まず、審査を一時中止しておりました議案第121号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

補足説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（有西利朗） 障害・社会福祉課です。よろしくお願いいたします。

議案第121号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算について説明をいたします。

予算に関する説明書の26ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費の増額補正1,799万1,000円及び2目身体障害者等福祉費の減額補正299万9,000円及び3目地方改善対策費の減額補正12万3,000円につきましては、全て平成28年度4月の人事異動等に伴う職員給与費等の調整でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（永山伸一） ただいま説明がありましたけれども、これより質疑に入ります。御質疑願います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（永山伸一） 次に、所管事務調査を行います。説明がございますか。

○障害・社会福祉課長（有西利朗） 市民福祉委員会資料の3ページをお願いいたします。

戦没者追悼式につきまして御説明をさせていただきます。平成28年度の戦没者追悼式でございます。

戦没者追悼式につきましては、さきの大戦等により、命を落とされた本市の戦没者を偲び、戦争の惨禍を風化させることなく、平和の尊さを後世に伝えることなどを目的として実施しているものでございます。

議員の皆様方には、もう既に案内状が届いているかと思いますが、日時につきましては、平成28年10月5日水曜日、13時30分から

受付を開始いたしまして、14時からの式典開始となります。

期日につきましては、平成27年度から小学生の参列をお願いしたことから、運動会が予定されている週の水曜日に固定をしたところでございます。場所につきましては、川内文化ホールの大ホールを使って実施いたします。

追悼式の概要につきましては、式典が1時間程度で、黙祷を行い、式辞、追悼のことば、小学生代表による平和のメッセージ、それから参列者全員の献花というふうになっております。

その後、慰霊演奏といたしまして、川内中央中学校の吹奏楽に30分程度、慰霊の演奏をお願いしてございます。川内中央中学校につきましては、御存じのとおり、今年度、鹿児島県及び九州吹奏楽コンクールで金賞を受賞するなど、優秀な成績をおさめることもあり、お願いをしたところでございます。

あわせて、参列した小学生は、式典終了後、ホワイエに展示してある本市の戦時資料等をもとに、川内歴史資料館の職員と社会科学習を行うこととしているところでございます。

そのほか、参考といたしまして、本市の地域別の戦没者数、これにつきましては1937年の日華事変以降等で、県のほうで把握されている数字ということで聞いておりますが、戦時資料等が焼けてほとんど残っていない状況もあり、余り正確な数字ではないということではございましたけれども、参考ということでごらんいただきたいと思います。及び平成27年4月以降、第10回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続を現在行っているところですが、その請求状況等を掲載したところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審査をお願いいたします。

○委員長（永山伸一） ただいま当局の説明がありました。これを含めて障害・社会福祉課全般について、質疑を願います。

○委員（福田俊一郎） 協議会で。

○委員長（永山伸一） では協議会に切りかえます。

~~~~~  
午前10時41分休憩
~~~~~

午前１０時４３分開議

～～～～～～～～

○委員長（永山伸一）ここで本会議に戻します。  
ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

以上で、障害・社会福祉課の審査を終わります。  
御苦労さまでした。

---

△高齢・介護福祉課の審査

○委員長（永山伸一）次は、高齢・介護福祉課  
の審査に入ります。

---

△議案第１２１号 平成２８年度薩摩川内  
市一般会計補正予算

○委員長（永山伸一）まず、審査を一時中止し  
ておりました議案第１２１号平成２８年度薩摩川  
内市一般会計補正予算を議題といたします。

補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）それでは、  
高齢・介護福祉課分について御説明いたします。

最初に、歳出から説明させていただきますので、  
予算に関する説明書の２７ページをお開きいただ  
きたいと思います。

３款２項１目老人福祉総務費では１，１４５万円  
の減額補正でありますけれども、内容は人事異動  
に伴います給与費の減額でございます。

次に、同項３目介護保険対策費では７５８万  
５，０００円の増額補正でございますけれども、こ  
れも同じく主なもの、人事異動に伴います給与費  
の増額と、１９節負担金補助及び交付金では、見  
守り支援システムを導入する３施設に対します補  
助金で、国の内示があったために増額補正をする  
ものでございます。２８節繰出金は人事異動に伴  
います給与費の減額によるものでございます。

同項４目養護老人ホーム費では５万円の減額補  
正でありますけれども、人事異動に伴います減額  
でございます。

同項５目特別養護老人ホーム費では１，８３８万  
１，０００円の減額補正でありますけれども、これ  
まで特別養護老人ホーム甌島敬老園に職員３名を

派遣しておりましたけれども、退職等により、派  
遣をしなくなったために減額するものでございま  
す。

続きまして、歳入について御説明いたします。

１１ページをお開きください。

１５款２項２目民生費補助金では、地域介護・  
福祉空間整備等交付金で、見守り支援システム導  
入に伴います国の内示額でございます。

１７ページをお開きください。２１款５項４目  
雑入の高齢・介護福祉課分は、甌島敬老園派遣協  
定収入で、養護分は人事異動に伴います減額、特  
養分につきましては、職員を派遣しなくなったこ  
とによります減額でございます。

以上で、一般会計に係る説明を終わります。よ  
ろしくお願いいたします。

○委員長（永山伸一）ただいま説明がありまし  
たけれども、これより質疑に入ります。御質疑願  
います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△議案第１３１号 平成２８年度薩摩川内  
市介護保険事業特別会計補正予算

○委員長（永山伸一）次に、議案第１３１号平  
成２８年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正  
予算を議題といたします。

補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）それでは、  
介護保険事業特別会計補正予算について御説明を  
いたします。

最初に、歳出から説明させていただきますので、  
予算に関する説明書の１７８ページをお開きくだ  
さい。

３款３項２目介護予防ケアマネジメント事業費  
の補正は、１３節委託料と１９節負担金補助及び  
交付金の予算組み替えによります補正でございま  
す。

１７９ページをお開きください。

３款４項１目一般介護予防事業費の補正は、職  
員の人事異動に伴います減額補正でございます。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。173ページをお開きください。

4款2項4目地域支援事業交付金から、177ページをお開きいただきたいと思います。9款2項1目介護給付費準備基金繰入金までの減額補正は、歳出で説明いたしました一般介護予防事業費の減額に伴います補正でございます。

173ページの国庫支出金につきましては、563万6,000円の25%、174ページの支払基金交付金は同じく28%、175ページの県支出金は12.5%、176ページの一般会計繰入金も同じく12.5%、177ページの介護給付費準備基金繰入金につきましては22%でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○委員長（永山伸一）** ただいま説明がありましたけれども、これより質疑に入ります。御質疑願います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、請願に入りますけれども、紹介議員にお願いいただいておりますので、ちょっと準備をします。しばらくお待ちください。

〔紹介議員入室〕

△請願第13号 介護保険制度における軽度者への給付の継続を求める意見書の提出を求める請願書

**○委員長（永山伸一）** 次に、請願第13号介護

保険制度における軽度者への給付の継続を求める意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

請願文書表については、事前配付してありましたので、朗読は省略いたします。（巻末に請願文書表を添付）

それでは、紹介議員に出席いただいておりますので、川畑議員に説明を求めます。

**○紹介議員（川畑善照）** 大変、委員の皆様方には請願13号を審査のために時間を割いていただきましたことを、厚く御礼申し上げます。

それでは、ちょっと説明を申し上げますと、この請願をいただいたのが8月の23日でございます。ちょっと遅れて、本会議が18日からでしたので、大変、皆様方に御迷惑をおかけいたしました。

実は、この内容をごらんのとおりでございます。今度9月の臨時国会で、一応審議されるようになっておるようでございまして、どうしても、今回の審査をお願いしたいということで提出されました。

中を見ていただきますと、御承知のとおり、要支援1、2あるいは要介護1、2というのが、これまで国庫の補助があったわけですが、それを財務省の案では、全額自己負担にという意見が出ておりました。こうなりますと、介護度1、2、あるいは要支援の方々がどうしても――例えば在宅介護の中で手すりとかトイレとか、あるいは杖とか、いろんなものがありますが、こういうのが全額負担になりますと、どうしても重度化していきまして、今現在でも施設の老人ホームといいますか、高齢者の施設が、待ちが100人以上ある中で、これをますます軽度の方が重度化することによって、国、県、市、負担が大きくなる、そういう可能性が十分にあるということで、どうしてもこの補助を継続していただきたいということでの国に対する意見書の提出を求めているわけでございます。

どうか、皆さん方におかれましても、御理解いただきまして、この制度が継続されるように御審査賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上で終わります。

**○委員長（永山伸一）** ありがとうございます。

ただいま、紹介議員による説明がございましたが、当局から御補足明がございましたか。

○高齡・介護福祉課長（橋口浩文）今、川畑議員からの説明もございましたように、あと、また請願の趣旨にもございますように、閣議決定された骨太方針や財務省案を受けまして、ことしの2月から厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会において、介護保険制度の持続可能性確保の観点から、軽度者に対します支援のあり方や福祉用具、住宅改修の給付のあり方が検討をされているところでございます。特に訪問介護におけます生活援助につきましては、状態の改善や悪化防止に必ずしもつながっていないとか、家政婦がわりに使われているなどの指摘もありまして、改正のたびに議論をされてきたところでございます。今回の部会におきましても、要介護2以下の掃除、洗濯、配膳などの生活援助サービスにつきましては、全額自己負担を進めるべきだとの意見がある一方、先ほどございましたように、こうしたサービスの負担がふえると、家族の負担がふえ、結果的に介護離職者もふえるというような反対意見なども多く出されているところでございます。

なお、本市におきまして、福祉用具貸与や訪問介護サービスなどを利用していらっしゃる方が4月の利用で2,310件、そのうち要介護2までの方が1,355件、58.7%の方々でございました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（永山伸一）それでは、これより紹介議員並びに当局に対する質疑がございましたら、お願いいたします。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎）当局のほうにお尋ねしますが、ほかの自治体へのこういった請願、要望等についての状況はいかがでしょう。

○高齡・介護福祉課長（橋口浩文）県議会におきましても、さきの県議会の中で請願採択されているようでございます。恐らく県内市町村にもこのような形のものが出されているんじゃないかなということで考えているところです。

以上です。

○委員長（永山伸一）よろしいですか。ほかにございませんか。

○委員（中島由美子）いろいろ悩ましい話かなと思ってますが、ケアマネジャーさんとのいろいろな話の中で、使う用具とかいろいろなものが決まっていくなと思うんです。また本人の要望と

か。そういうものを使うことによって、介護度が下がった例とか、使わなかったから上がった例とか、そんなのをちょっと捉えておられるかどうか。

○高齡・介護福祉課長（橋口浩文）件数的には把握はしておりませんが、話の中で、先ほどもちょっと申しましたが、この軽度者の分で、福祉用具を使うと介護度が進むという話も確かにございますが、これを使うことによって外に出る機会がふえて、介護度がよくなったというような話もございます。だから、両方の御意見があるかなという感じでは受けておるところです。

以上です。

○委員長（永山伸一）よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員からの質疑はありませんか。

○議員（井上勝博）既に要支援1、2については、給付費から外すということでやってると思うんですけども、ちょっと、まだよく私もつかめていないんですけども。それをこの要介護1、2に広げるということなのか、それとも要支援1、2の人たちも含めて、要介護2まで、給付費から完全に外す——つまり介護全額自己負担ということは、介護保険から外すと——そういうことを言ってるのか。そこら辺をちょっともうちょっと詳しく。現状とそして政府が今考えてることの仕組みの違いをもう少し御説明いただけますか。

○高齡・介護福祉課長（橋口浩文）軽度者の分につきましては、今現在、本市におきましては、平成27年度から総合事業に移行しました。だから給付の部分から外れた部分であります。同じ介護保険制度の中で、支払いはしてる部分があります。今回の議論につきましては、その軽度者の分で、福祉用具の貸与であったりとか住宅改修、その部分について全額負担をしたらどうかという御意見があって、今、審議をされているということで聞いております。

○議員（井上勝博）今、要支援1、2の方は、介護給付費から出してるというふうなお話をされてまして、現状はそうだと。実際は、総合支援事業ということで。総合支援事業というのは、介護給付費から出すんだけど、一つの枠があって、いわば介護サービスではなくて、枠の中で何とか

しなさいよとなつてると。だから利用者が多くなればなるほどサービスが落ちるというふうにやっぱりなるわけですか。

**○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）** 総合事業の分について地域支援事業の分で見えております。これまでの議会の中でも説明させていただきましたけれども、今までのサービスが落ちないようにということで、現在、整備をしているところであります。

以上です。

**○議員（成川幸太郎）** 今あった要支援については、地方自治体にサービスが落ちないように委ねるということでしたけども、要介護1について全額自己負担ということは、地方自治体におけるサービスの補填ということは、今のところはうたわれてないですか。

**○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）** 今のその分の補填というか、そういう話じゃなくて、今現在、話があるのは、要介護2以下の方、だから要支援の1、2の方も含めて、軽度者の分の生活支援であつたり、住宅改修であつたり、福祉用具の貸与であつたりの部分を全額自己負担にしましょうかという、これまでも改正のたびに、こういう議論はされてきたということで聞いております。先ほどありましたように、趣旨の中でもありますように、改善につながっていないのでっていうような意見もあつたり、家政婦がわりに使われているというような意見もあつて、全額にしようということにしてるんですけども。一方では、そのような反対意見も、今後そのサービスがなくなることによって自分たちで全部しないといけなくなるので、介護度が進んでしまつて、結果、介護給付費がふえるという御意見もあるというのが実情でございます。ですので、両方の意見を捉えながら、今後、政府の中でといいますか、その部会の中で検討がされていくんだろうということで考えているところです。

**○議員（成川幸太郎）** ということは、要介護1、2の人、自己負担ということは、今とってらっしゃる要支援1、2についてもそうなるという可能性はあるっていう促え方。

**○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）** そういうことです。

**○委員長（永山伸一）** よろしいですか。質疑は

尽きたと認めます。

当局並びに紹介議員に対する質疑はこれで終了します。

川畑議員には、本委員会に出席していただきましてありがとうございました。ご苦労さまでした。

〔紹介議員退席〕

**○委員長（永山伸一）** それでは質疑は終了いたしますが、本請願の取り扱いについては、いかがいたしましょうか。

〔「採決を」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 継続の声はありませんので、採決という声がありますので、これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔発言する者あり〕

**○委員長（永山伸一）** では、討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本請願に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** ないですね。では、次に本請願に賛成の討論ありませんか。

**○委員（福田俊一郎）** それでは、請願第13号について賛成の討論をいたします。

先ほど請願書並びに当局のほうから説明がありましたように、今回の案につきましては財務省からの案件であります。財務省の立場からすると、やはり財政的な面から、こういった福祉サービスについてのカットという観点からの今回の案が出ているというふうに認識しております。先ほどいろいろと議論もありましたように、平成12年に介護保険制度が始まってから、約3,000円が現在に至っては約6,000円と倍でございます。市民の介護保険を利用する負担は非常に大きくなっておる状況の中から、こういった財務省案としてカットされるような状況になってくれば、今後さらに市民の負担もふえてくるということが予想されます。原則全額自己負担ということになっておる関係から、やはり県議会においてもこういった請願、陳情等が出され、賛成ということで、採決をされたというふうにご考えております。

さらに、本市におきましても4月の時点で、要介護度2までの方々の利用者が1355件、58.7%になるということで、大変利用者が厳しい状況に迫られるというようなことであります。

いわば、このサービスを利用する基準について

厳しくすればいいわけで、この利用制度そのものをばさっと切って落とすようなことをすること自体は、やはり私も市民の側に立った場合、回避しなきゃいけないという観点から、賛成討論をいたしたいと思います。

以上です。

**○委員長（永山伸一）** 次に、反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 次に、賛成の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 討論は終結したと認めます。

では、これより起立により採決を行います。

本請願は、趣旨を良とし、採択すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○委員長（永山伸一）** 起立多数であります。

よって、本請願は採択すべきものと決定しました。なお、本請願の採択に伴う意見書の提出の発議については、後ほど協議しますので、御了承願います。

---

#### △所管事務調査

**○委員長（永山伸一）** 次に、高齢・介護福祉課の所管事務調査を行います。

補足説明があればお願いします。

**○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）** それでは、高齢・介護福祉課の所管事務について説明をいたします。市民福祉委員会資料の４ページをお開きください。

敬老金等支給実施についてでございます。ことしの敬老の日、９月１９日でございますけど、敬老金等につきましては、９月１４日に配付を予定をしているところでございます。支給の対象者は、９月２日現在で、満８８歳の方と、満１００歳以上の方で、９月１日現在、本市に在住の方でございます。市内の最高齢者は中郷三丁目の里藺イカ様、１０５歳でございます。また、市内には満１００歳以上の方が９５名、満８８歳の方が６６０名いらっしゃいます。支給金等につきましては、市内高齢者には、お祝い金２０万円とお祝い状を、満１００歳以上の方と満８８歳にはお祝

い金１万円とお祝い状でございます。配付につきましては、市内最高齢者には市長が、満１００歳以上の方には副市長、教育長のほか、市職員で配付をすることとしております。満８８歳の方には、各地域の民生委員の方々をお願いをして、配付をすることといたしております。そのほか、年度内に１００歳に到達される方、５０名いらっしゃいます。内閣総理大臣記念品の銀杯とお祝い状が。満９０歳の方５０８名いらっしゃいます、社会福祉協議会から記念品が贈呈をされます。

４の高齢化率等でございますけども、本市の高齢化率、平均寿命、最高齢者を記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

また、５ページには、民生委員・児童委員協議会の地区別の対象者数でございますので、地区割りの対象者数でございますので、御参照いただければと思います。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

**○委員長（永山伸一）** ただいま説明がありましたけれども、これを含めまして、高齢・介護福祉課分の所管事務全般について質疑があればお願いいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑ありませんか。

**○議員（井上勝博）** 本会議で持原議員が質問されて、私もちょっと正直驚いたんですけども。次の介護保険料が２，０００円近く上がる可能性があることをおっしゃってたんですが、その辺について。もう、高齢者は６，１００円でも大変なことになっているわけで、とてもあと２，０００円なんていうことは、もうあり得ないかと。かといって、じゃあサービスを削っていくっちゃうわけにいかんのですが。その辺について、その２，０００円っていう——今回上げ幅が、去年少なかったということでおっしゃってたんですが、一気に２，０００円という、ことについての、なぜそうなるのかと。余りにもちょっと前回と今回の上げ幅の違いがあるんじゃないかと思うんですけどどうなのでしょう。

**○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）** これにつきましては、第６期の計画をつくるときに、これまでの認定者数の伸びであつたりとか、高齢者数の

伸び等々を参考にしながら、国が示しましたワークシートによって計算をしたところ、第7期の介護保険料は7,800円になるだろうということで推計をし、10年後は約1万円近くになるだろうということで推計をしたところでございます。井上議員が言われるとおり、このままであると、給付費もどんどん伸びていって、介護保険料も高くなって、なかなかそれは払えないなっているのは当然のことだと思いますので。市といたしましても、この介護給付費の伸びが抑えられるように介護予防を重点的にしてきているところでございまして。さきの本会議でも、部長のほうの説明いたしましたとおり、平成26年から平成27年の給付費については、初めて前年度を下回って——1億3,000万円ほど介護給付費が下回ったということでございます。先ほど申しましたように、このような形で介護予防を進めていって、今後7,800円にならないように進めていきたいということで考えているところです。

以上です。

**○議員（井上勝博）** 介護保険制度の仕組みとして、国がお金を出す給付費の何割、県が何割、市が何割というふうにして、高齢者から、また40歳から64歳の方からってということで、決めてるわけですが。要は、国と県と市の、その負担の割合をふやしていくことによって解決していくうちゅうことは考えられないんですか。そういう要望をやっぱり出すべきじゃないでしょうか。介護保険制度の仕組みを、そのものを。やっぱり負担の割合ですよ、国の負担の割合、県の負担の割合、これをふやすという方向にこそ、この矛盾を解決する方向になるんじゃないかと、根本的な。そこを要求として出していくということは考えられないんでしょうか。

**○委員長（永山伸一）** 制度設計のところです、部長のほうでお願いします。

**○市民福祉部長（春田修一）** 今、議員おっしゃることも一理あるんですが、介護保険法の基本的な理念と申しますか、それについては、自立できる高齢者をふやしていきましようというのが基本的な考え方でございます。そういうことで、今、課長のほうが言ったように、私どもとしては、介護予防をいかにして徹底し、参加していただいて元気な高齢者をつくっていくかということを主眼

に今まで取り組んでいるところでございます。特に、うちの場合の特徴としましては、要支援1、2の比較的軽度の方でございしますが、この方が全体の5割を占めるというような状況がございしますので、できるだけこういう人たちの機能を回復、あるいは維持することによって、介護給付費につながらないような形で取り組んできた。それが先ほど言ったような認定率の減少、あるいは給付費の減というふうにつながってきたのではないかとというふうに考えておりますので、今後もそういう形で給付費を抑える方向で進んでいきたいというのが1点と。今おっしゃいますように、負担割合を変えるということについては、大きな力が必要とところでございますので、これについては、全国の市長会の中でも介護保険についてのさまざまな要望等を出してるところでございしますので、そちらの中でも負担の割合の変更とか、そういう部分も出しているというふうに記憶しておりますので、今後もそれらについても要望してまいりたいというふうに考えております。

**○委員長（永山伸一）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、高齢・介護福祉課の審査を終わります。御苦労さまでした。

---

#### △保護課の審査

**○委員長（永山伸一）** 次は、保護課の審査に入ります。

---

#### △議案第121号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算

**○委員長（永山伸一）** まず、審査を一時中止しておりました議案第121号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

補足説明を求めます。

**○保護課長（小原雅彦）** 保護課であります。補正予算につきまして説明いたします。

予算説明書の29ページをお開きください。

3款4項1目生活保護総務費、事項、生活保護管理運営費につきまして、549万1,000円の増額補正を行うものであります。補正の内訳につきましては、4月の人事異動に伴い、職員1名増に係る職員給与、職員手当等を増額するものであります。

以上で補正予算の説明を終わります。よろしく

お願い申し上げます。

○委員長（永山伸一）ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（永山伸一）次に、所管事務調査を行います。

補足説明があれば、お願いします。

○保護課長（小原雅彦）2件の報告をさせていただきます。委員会資料は6ページでございます。

1件目、生活保護の状況は、6月議会で被保護者の推移、世帯累計などにつきましてお示したところではありますが、今回は、生活保護申請に至った背景となる申請前の保護相談の内容について紹介したいと考えます。

内容としては、世帯主の傷病が最も多くあります、平成27年度であります。次いで、預貯金の減少、それから、世帯主の事業不振、失業の順という状況であります。これは、平成25年度までは世帯主の傷病に次ぐ理由が世帯主の事業不振、失業でありましたが、平成26年度から入れかわっております。高齢者世帯の保護受給が増加してきておりますが、高齢になって、預貯金等が底をつき、申請に至った、そういった背景がこれからうかがえます。世帯主の疾病には、脳疾患や心臓疾患、精神疾患などによるものが多く見られているようであります。

次に、2就労支援の状況です。平成27年度は就労支援対象者88人に就労指導を行った結果、うち就労を開始した者が42人で、うち生活保護を廃止した者が16人でありました。それにより、支出する必要がなくなった保護費、効果額であります。1,175万3,000円であり、就労支援による取り組みの重要性が確認できます。これは、ケースワーカーの努力はもちろんであります。が、ほかに配置している就労支援員、この者が延べ883回、同行支援をした結果であります。

続きまして、生活困窮者の自立支援関係であり

ます。今回は、取り組みの成果についてちょっとお示したいと考えますが、平成27年度は、相談のあった170件のうち、就労開始に至った者が69件、うち改善が図られたとみられる者が19件であります。そのほか支援を継続中の者が50件であります。平成27年度は7月までの状況であります。これは、新規の者で平成27年度との重複はありません。支援を継続する者は合計で現在75件ということになります。そのほか、他方制度に移行させた者、情報提供のみで支援に入れない者等々であります。

以上で報告を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（永山伸一）ただいま説明がありましたが、これを含めまして、保護課の所管事務全般について、質疑があれば、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

以上で、保護課の審査を終わります。御苦労さまでした。

---

#### △子育て支援課の審査

○委員長（永山伸一）次は、子育て支援課の審査に入ります。

---

#### △議案第121号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（永山伸一）まず、審査を一時中止しておりました議案第121号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

補足説明を求めます。

○子育て支援課長（知識伸一）子育て支援課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第121号平成28年度一般会計補正予算の子育て支援課分について、まず、歳出から御説明申し上げます。予算に関する説明書28ページをお開きください。

3款3項1目児童福祉総務費は990万9,000円の増額補正で、内容は説明欄をごらんください。事項、児童福祉管理運営費は4月の人事異動に伴う職員給等の調整でございます。なお、

子育て支援課は1名の職員増となっております。  
次の事項、女性・家庭児童相談費国庫支出金等精算返納金は、平成27年度児童虐待DV対策等総合支援事業費確定によるもの、事項、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費につきましても平成27年度事業費確定に伴うものでございます。

次は、4月保育園費は130万円の増額補正で  
ございます。事項、保育所運営費の修繕料は、里保育園の運動場人工芝が剥がれまして、園児の安全上問題が生じているので、人工芝を張りかえ修繕するものでございます。

5月母子福祉費は866万7,000円の増額補正で  
ございます。事項、母子福祉対策事業費の国庫支出金等精算返納金は、平成27年度事業費確定によるもの、事項、母子生活支援施設措置費の補助事業扶助費につきましても、母子生活支援施設入所世帯の増によるものでございます。

以上、歳出でございます。

引き続き、歳入につきましても、戻っていただき、10ページをお開きください。

子育て支援課分は、15款国庫支出金1項1目民生費負担金、3節児童福祉費負担金の母子生活支援施設措置費負担金は、入所世帯の増によるもの、12ページをお開きください。16款県支出金1項1目民生費負担金、3節児童福祉費負担金につきましても、入所世帯の増によるものでございます。

以上で、議案第121号一般会計補正予算中子育て支援課分についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

**○委員長（永山伸一）** ただいま説明がありましたけれども、これより質疑に入ります。御質疑願います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 質疑はないと認めます。

以上で、議案第121号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について質疑は全て終了いたしましたので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

#### △所管事務調査

**○委員長（永山伸一）** 次に、子育て支援課の所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

**○子育て支援課長（知識伸一）** 今回は、特にございません。

**○委員長（永山伸一）** では、子育て支援課の所管事務全般について、これより質疑があれば、お願いいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

**○議員（帯田裕達）** 現在の待機児童、保育所、認定こども園。それと、児童クラブの待機児童数を教えていただきたいと思います。

**○子育て支援課長（知識伸一）** まず、保育園と認定こども園等の待機児童の数でございます。

4月現在で68名、これは厚生労働省基準じゃなくて、総申し込みなので、68人だったんですが。8月現在で88人という状況になっております。その間、125名入所があったんですけど、実際のあれとすれば、転勤なんかで出られて空くとかいう場合もあるものですから、実人員的には84名増加しておるんですが、今のところ88名が8月1日で待機児童ということになっております。

あと、放課後児童クラブの待機児童は、5月1日現在で、ちょっと調査をした分なんですけど、23放課後児童クラブがあるんですけど、合計で43名の待機児童が発生している状況でございます。

以上でございます。

**○議員（帯田裕達）** 平成29年の4月1日予測ですけど、この待機児童数はどのような推移になりますか、保育所。

○子育て支援課長（知識伸一）今現在で、新しい保育所をつくったりですとか、それから定員増等を図っております。今、ちょうど工事を3カ所でやっておられるんですけど、順調にいきますと、125名の定員増ということになりまして、4月の1日時点では、そこで工事が順調にいきますと、発生しないんじゃないかと思えますけど。年度末になりますと、毎年やっぱり200名ぐらい待機が出ておりますので、若干、まだちょっと、年度末ではちょっと難しいかもしれないということで、今後も引き続き待機児童の対策をしていかなきゃいけないということで考えております。

以上です。

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

以上で、子育て支援課の審査を終わります。

当局の皆さん、大変御苦労さまでした。お疲れさまでした。

〔当局退席〕

△介護保険制度における軽度者への給付の継続を求める意見書の提出について

○委員長（永山伸一）それでは、先ほど請願第13号を採択すべきものと決定しましたので、ここでお話しします。介護保険制度における軽度者への給付の継続を求める意見書の提出についてを日程に追加して、これを議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）御異議なしと認めます。よって、この件を日程に追加し、これを議題にします。

まず、書記に、意見書案を配付させます。

〔意見書案配付〕

○委員長（永山伸一）本意見書案につきましては、請願者からも意見書案の提出もあったんですが、正副委員長でちょっと協議しまして、鹿児島県議会の意見書案を参考に、一応案として考えてみました。

それでは、書記に意見書案を朗読させます。お願いします。（朗読内容は省略、巻末に意見書案を添付）

請願では、「財務省案では」というところ、「財政制度等審議会」という形で、先ほど討論でもありましたんで、ここを明確にこういう形でう

たってるという部分を打ち出しながら、「しかしながら」というところでうたった次第であります。

それでは、この意見書案について、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）御異議ありませんので、文言等の軽微な変更については、正副委員長に御一任いただくこととしまして、委員会として本意見書案を本会議に提出したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）御異議ありませんので、本意見書案を提出いたします。

△委員会報告書の取扱い

○委員長（永山伸一）以上で、日程の全てを終わりましたけれども、委員会報告書の取りまとめにつきましては、委員長に御一任いただくことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

△閉 会

○委員長（永山伸一）以上で、市民福祉委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。ありがとうございました。

## 【卷末資料】

請 願 文 書 表  
意 見 書 案



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                       |       |                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|-------|------------------|
| 受 理 番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 請願第 13 号                              | 受理年月日 | 平成 28 年 8 月 24 日 |
| 件 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 介護保険制度における軽度者への給付の継続を求める意見書の提出を求める請願書 |       |                  |
| 請 願 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 鹿児島市城山一丁目 15 番 29 号<br>西園 靖彦          |       |                  |
| 紹 介 議 員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 川畑 善照                                 |       |                  |
| 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                       |       |                  |
| <p>公的介護保険は、1997年に法制化され「介護を必要とする高齢者の介護等にかかる負担（費用、家族介助、福祉施設利用料、福祉用具、住宅改修等）を社会全体で支援するための保険制度」で、市民にも定着が図られ、高齢者本人だけでなく、高齢者を抱える家族や地域の福祉にとって必要不可欠の公的な社会保険制度になっている。</p> <p>このような中、2015年6月30日閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」（骨太方針）では、介護保険制度の利用者負担や要介護軽度者に対する給付の見直しを検討する方針が出されている。</p> <p>財務省案では、要介護2までのサービスについては市町村事業に移し、車椅子・ベッド・歩行器（車）などの福祉用具使用や、手すり設置などの住宅改修、生活支援サービスは、原則全額自己負担（一部補助）とする等の内容となっている。</p> <p>しかしながら、いわゆる「要介護軽度」の方は、福祉用具等の介護保険サービスを利用することにより生活の幅が広がり、社会参加も可能になっている方々である。財務省案がそのまま可決施行されれば、現在介護保険制度を使いデイサービスや訪問介護・福祉用具貸与等の介護保険サービスを受けている方々（約520万人）のうち約3分の2に当たる320万人余りが全額自己負担となり、その多くの方が生活維持のためにサービスを断念せざるを得ないという事態になる。その結果は、介護度の重篤化を招き、逆に社会保障費全体が増大することになる。</p> <p>人的パワーを補い、介護環境の改善にも寄与する福祉用具の有効活用は、安倍政権が掲げる「新3本の矢」にある「介護離職ゼロの実現」にも貢献するものと考ええる。要介護軽度者に対する生活支援サービス・福祉用具貸与やその他の給付の見直しの検討を行うという基本方針は再考すべきである。</p> <p>ついては、貴議会において、地方自治法第99条の規定により、介護保険制度における軽度者への給付の継続を求める意見書を提出されるよう請願する。</p> |                                       |       |                  |

発議第 号

介護保険制度における軽度者への給  
付の継続を求める意見書の提出につ  
いて

地方自治法第99条の規定により、国会及び関  
係行政庁に対し、介護保険制度における軽度者へ  
の給付の継続を求める意見書を別紙のとおり提出  
する。

平成 年 月 日提出

提出者 薩摩川内市議会  
市民福祉委員会  
委員長 永 山 伸 一

#### 提 案 理 由

現在、厚生労働省において、介護保険制度にお  
ける軽度者への給付の在り方等が検討されている  
が、現行制度における福祉用具貸与等の給付は、  
高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減  
を図るという極めて重要な役割を果たしている。

ついては、国会及び関係行政庁に対し、介護保  
険制度における軽度者への給付の継続を求める意  
見書を提出しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

---

介護保険制度における軽度者への給  
付の継続を求める意見書（案）

平成27年6月に閣議決定された「経済財政運  
営と改革の基本方針2015」（骨太方針）には、  
保険料負担の上昇等を抑制するため、次期介護保  
険制度改革に向けて、軽度者に対する生活援助  
サービス・福祉用具貸与等やその他の給付につい  
て、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め  
検討を行うことが盛り込まれています。

また、財政制度等審議会の「財政健全化計画等  
に関する建議」において、軽度者の福祉用具使用  
は日常生活で通常負担する費用と考えられ、住宅  
改修は個人の資産形成そのものであることなどか  
ら、軽度者に対する福祉用具貸与等は原則自己負  
担（一部補助）の仕組みに切り替えるべきである

とされています。

このような中、厚生労働省の社会保障審議会介  
護保険部会において、介護保険制度の持続可能性  
確保の観点から、軽度者への支援の在り方や福祉  
用具・住宅改修の給付の在り方等が検討されてい  
ます。

しかしながら、現行の介護保険制度における福  
祉用具貸与等の給付は、高齢者自身の自立意欲を  
高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要  
な役割を果たしています。

仮に、福祉用具貸与や住宅改修の利用が原則自  
己負担となった場合、福祉用具等の利用が減るこ  
とで介護度の重度化や要介護者の増加を招くおそ  
れがあり、保険給付の抑制という目的に反して給  
付の増大につながるとともに、介護人材不足に拍  
車をかけることにもなりかねません。

よって、国におかれては、介護保険制度におけ  
る軽度者への給付について、現行どおり継続する  
よう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書  
を提出します。

平成 年 月 日

鹿児島県薩摩川内市議会

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大  
臣、厚生労働大臣、社会保障・税一体改革担当大臣

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会市民福祉委員会

委員長 永山伸一